



週刊 避難者応援情報紙

浜通り

1月28日発行
vol.732

さんじゅうらい



皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。

三条市からのお知らせ

2月8日(日)投開票

第51回衆議院議員総選挙 第27回最高裁判所裁判官国民審査

※今回、衆議院議員総選挙と最高裁判所裁判官国民審査で、不在者投票の期間が異なります。

●衆議院議員総選挙

1月28日(水)～2月7日(土)

●最高裁判所裁判官国民審査

2月1日(日)～7日(土)



 **2ページをご覧ください。**

目 次

●「みなみそうまトピックス」から

- ・消費喚起応援事業実行委員会 ---- 3

●被災自治体News

南相馬市 -----	4
浪江町 -----	8
双葉町 -----	9
福島県 -----	18

●三条市News

・第51回衆議院議員総選挙 第27回最高裁判所裁判官国民審査 不在者投票 -----	2
--	---

●福島県復興公営住宅入居支援センター

・令和7年度第6回 入居者募集のお知らせ -----	12
-------------------------------	----

1月27日(火)公示 2月8日(日)投開票

第51回衆議院議員総選挙 第27回最高裁判所裁判官国民審査 ～三条市で不在者投票をする方へ～

不在者投票

●期間 衆議院議員総選挙

1月28日(水)～2月7日(土)

最高裁判所裁判官国民審査

2月1日(日)～7日(土)

※土・日も投票できます。

※今回、衆議院議員総選挙と最高裁判所裁判官国民審査で投票期間が異なります。

1月28日(水)～31日(土)の期間は、国民審査の投票はできません。

●時間 午前8時30分～午後8時

●場所 三条市選挙管理委員会事務局(三条市役所第二庁舎1階101会議室)

手続き



①投票用紙一式を請求する。

避難元自治体の選挙管理委員会から届く「不在者投票宣誓書兼請求書」に必要事項を記入し、返信用封筒に入れて郵送してください。

②投票用紙一式を受け取る。

避難元自治体の選挙管理委員会からレターパックで「投票用紙、投票用封筒(内封筒と外封筒)、不在者投票証明書」などが郵送されます。

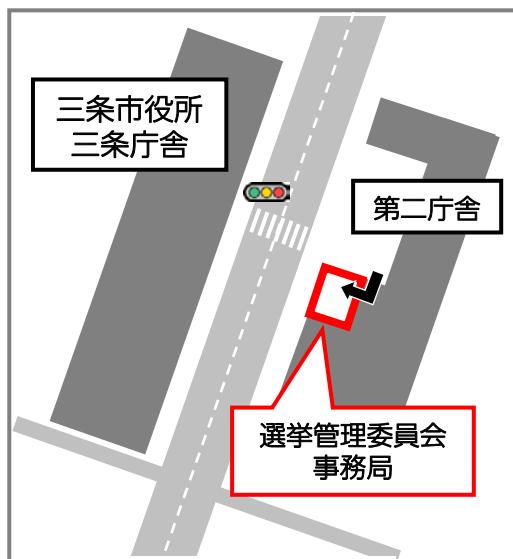


証明書の開封や投票用紙への事前記入は絶対にしないでください。
投票ができなくなります。

③三条市選挙管理委員会事務局で投票する。

受け取ったレターパック一式を持ってお越しください。

投票済みの投票用紙を避難元自治体に送る必要があるため、余裕をもって早めの投票をお願いします。



問い合わせ

三条市選挙管理委員会事務局

TEL 0256-34-5594(直通)

1/15 木

消費喚起応援事業実行委員会

1月15日に市役所で事業者支援・市民生活応援事業の第1回となる実行委員会が開催されました。これは、物価高騰の影響を受けた市内経済の回復および市民生活の負担軽減を図ることを目的とした事業で、鹿島商工会や小高商工会、原町商工会議所で構成される実行委員会が市の補助金を活用して、市民へ商品券を配付する事業です。

今回の実行委員会では、役員の選出や事業計画などが提出されました。



みなみそうまチャンネル

南相馬市



電話でのお問合せ
TEL:0244-26-5663

<http://www.minamisoma.tv/channel/>



または YouTube ライブ配信
<https://youtu.be/tKnP0CS1cJo>



今週の番組

番組内容 [1/23~1/30]

毎時 00分～ オープニング & 今週の番組

- 01分～ 第18回 南相馬市総合美術展覧会～小中学校の部～
- 15分～ 令和7年度 南相馬市戦没者追悼式
- 24分～ Minamisoma Weekly 「18歳巣立ち応援事業 ポスター制作」
- 27分～ 南相馬市役所 採用についてのお知らせ
- 28分～ Minamisoma Weekly 「未来につなぐ報徳の心」
- 31分～ もうひとつの選択肢 ADR
- 35分～ 南相馬見聞録 平出山摩尼院宝蔵寺／中目山岩松院阿弥陀寺
- 42分～ minamisoma5.0 ロボットのまち編
- 55分～ 四季百景～白に彩られる南相馬～
- 58分～ #みんなの南相馬ポスト

1月休日当番医/YOUTUBE配信



みゆーまくん



南相馬市からのお知らせ

物価高対応子育て応援手当について

【更新】

1月27日HP更新

※「6.支給時期」を更新

市では、国の「「強い経済」を実現する総合経済対策」に基づき、物価高騰などに直面する子育て世帯を支援するため、0歳から高校生年代までの子どもに対し、1人当たり2万円の「物価高対応子育て応援手当」を支給します。

1. 支給対象者

以下の(1)から(5)のいずれかに該当する方

支給対象者	申請
(1)令和7年9月分の児童手当を本市で受けた方	不要
(2)令和7年9月30日時点で本市に住民登録がある公務員で、所属庁から令和7年9月分の児童手当を受けた方	必要
(3)本市に住民登録がある公務員で、令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童の児童手当を所属庁から受給している方	必要
(4)公務員を除く、令和7年9月1日から令和8年3月31日まで、本市で出生した児童の児童手当受給者	児童手当を申請済の方は不要
	児童手当が未申請の方は必要
(5)離婚(離婚調停中なども含む)などにより、令和7年10月1日以後、本市において、児童手当の受給者となった方	必要

2. 対象児童

以下の(1)または(2)のいずれかに該当する方

- (1)平成19年4月2日から令和8年3月31日までの間に出生した児童で、令和7年9月分(令和7年9月に出生した児童については10月分)の児童手当の支給対象児童
- (2)令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童

注意 児童養護施設などへ入所中の児童については、入所の時期により児童養護施設などに別途支給される可能性があります。

次ページへ続きます 

3. 支給額

対象児童一人当たり 2万円(1回限り)

4. 申請が不要な方

以下の方は原則申請不要です(プッシュ型支給)

- (1) 南相馬市で令和7年9月分の児童手当を受給している方
- (2) 令和7年9月1日から令和7年11月30日までに出生した児童について、南相馬市から令和7年12月期児童手当を受給している方
- (3) 令和8年1月1日から令和8年3月31日までに出生した児童の保護者

注意

- (1)および(2)の方は、お知らせを令和8年1月上旬以降お送りする予定です。
- (1)および(2)の方で、応援手当の受給を希望されない方、または、児童手当振込口座以外の口座に支給を希望される方は、申請が必要です。窓口またはオンライン申請により、**1月20日(火)までに申請をお願いします。**
- (3)の方は、児童手当申請時に申請していただきます。
- 原則として、振込口座は児童手当受給者の名義の口座に限ります。

5. 申請が必要な方

以下の方は申請が必要です。

- (1) 手当の受給を希望されない方
- (2) 児童手当振込口座以外に支給を希望される方
- (3) 離婚(離婚調停中なども含む)により、令和7年10月1日から令和8年3月31日までに児童手当の申請が必要になった保護者
- (4) 南相馬市に住所があり、所属庁から児童手当を受給している公務員

■ 5-1. 提出書類(共通)

- 本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、旅券などの写し)
- 振込先口座確認書類(受取口座の内容が分かる通帳やキャッシュカードの写し)
- 様式第3号 児童手当受給状況証明

注意 公務員のみ所属庁からの証明発行後の申請となります。

次ページへ続きます 

■ 5-2. 申請方法

下記の方法で申請してください。

●窓口申請(こども家庭課へ提出)

●オンライン申請(パソコンまたはスマートフォンで申請)

- ① 本手当の受給を希望する方(公務員のみ)

https://apply.e-tumo.jp/city.minamisoma-u/offer/offerList_detail?tempSeq=108



- ② 本手当の受給を辞退する方

https://apply.e-tumo.jp/city.minamisoma-u/offer/offerList_detail?tempSeq=111



- ③ 児童手当振込口座以外への支給を希望する方(受給者名義の口座に限る)

https://apply.e-tumo.jp/city.minamisoma-u/offer/offerList_detail?tempSeq=112



■ 5-3. 申請期限

3月31日(火)

6. 支給時期

プッシュ型支給の方	1回目:1月29日(木)
	2回目:2月26日(木) 予定
	3回目以降:準備が整い次第、順次支給
申請が必要な方(公務員など)	審査後、月末締め、翌月支給

注意 振込名義は「ミナミソウマシ」となります。

問い合わせ

こども未来部 こども家庭課 子育て支援係

TEL 0244-24-5215

公立双葉准看護学院 令和8年度 学生募集

1月26日HP更新

公立双葉准看護学院では、令和8年度の学生を募集しています。

募集人員

30人

修業年限

2年(全日制)

受験料

1万円

受験資格

中学校卒業以上の者（令和8年3月卒業見込みを含む・年齢不問）

出願期間

2月16日(月)～3月3日(火)必着

午前9時～午後4時30分 ※土・日・祝日を除く。

試験日

3月12日(木)

試験科目

筆記試験(国語)、作文、面接

【出願先・問い合わせ先】

公立双葉准看護学院

〒975-0036 南相馬市原町区萱浜字巣掛場45-76

TEL 0244-32-0990

E-mail futajyun-kango@aioros.ocn.ne.jp

ホームページ <http://www.futaba-koiki.jp/nursing.html>





浪江町からのお知らせ

浪江町公式Facebook「つながろう なみえ」から つしま冬まつり

1月17日につしま冬まつりが開催されました。

つしま活性化センターでは震災後初めてとなる冬のイベントでした。

ステージでは、イベントでおなじみの田植踊や神楽のほかに、弘前大学の学生さんや蔵王道楽道場さんの出し物など珍しいものもありました。

冬の津島を楽しむことができた1日になりました。





双葉町からのお知らせ

特定帰還居住区域復興再生計画の変更に係る第2期帰還意向調査の結果について

1月21日HP更新

令和6年12月2日から令和7年2月28日にかけて、町は、内閣府と共同で、特定帰還居住区域復興再生計画の変更に係る第2期帰還意向調査を実施いたしました。

また、この結果を踏まえて住民説明会を開催し、解除の対象となる区域について、対象の住民の皆さまからご意見をお聞きしてまいりました。

引き続き、計画の変更および避難指示解除や除染の範囲などについて、関係機関と協議してまいります。

本調査の集計結果(最終版)は、下表のとおりです。

帰還意向調査の集計結果

	第2期調査結果	第1期調査結果	調査開始以降の回答結果
対象世帯数(世帯)	249	422	425
回答世帯数	132(53.0%)	267(63.3%)	300(70.6%)
帰還意向あり	49(19.7%)	168(39.8%)	217(51.1%)
帰還意向なし	40	38	40
保留	43	61	43
未回答	117	155	117

※11日時点で住民登録されていた方のうち、同区域に土地または建物を第1期調査において「帰還意向有り」と回答した世帯を除き、帰還困難区域(中間貯蔵施設を除く)に平成23年3月所有されている方と、その方と同居されていた親族の方を対象。

※帰還意向あり：1人以上が意向ありの世帯

帰還意向なし：世帯全員が帰還意向なしの世帯

保留：帰還意向あり0人かつ1人以上が保留の世帯など

※第2期調査の世帯数は、所在不明などにより、第1期調査の「世帯数」から第1期調査の「帰還希望あり」と回答した世帯数を除いた数値と一致しない。

問い合わせ

住民生活課

TEL 0240-33-0126

休校・閉校した双葉郡の中学校・高校の制服を ぬいぐるみサイズにリメイク

東日本大震災と原発事故のために休校・閉校した双葉郡の中学校・高校の制服を、双葉町内の縫製工房がぬいぐるみサイズにリメイクしました。

その作品が、双葉町産業交流センターで3月26日まで展示されています。
以降は郡内を巡回する予定です。



双葉町公式YouTubeチャンネルから



双葉町ダルマ市2026 ダイジェストムービー

1月10日・11日の2日間、JR双葉駅前にて双葉町ダルマ市が開催されました。

今年は昨年を上回る約3,800人が来場し、多くの人にぎわいました。

会場内では、来場者も参加する巨大ダルマ引きや、力強い掛け声とともに練り歩くダルマ神輿など、さまざまな催しが行われました。

▶ <https://youtu.be/JZ5cLdeuLio>



双葉町 空から見た復興状況(令和8年1月7日撮影)

0:00 オープニング
0:31 復興シンボル軸～中心市街地(羽鳥地区)
1:12 復興シンボル軸～中心市街地(長塚地区)
1:58 復興シンボル軸～中心市街地(新山地区)
2:28 中野地区復興産業拠点(両竹地区)
2:56 中野地区復興産業拠点(中野地区)

▶ <https://youtu.be/GrNjup4cELE>



数字でわかる双葉町(令和8年1月1日現在)

避難状況や帰還者数など、最新のデータを元に双葉町の「今」をお伝えする動画です。
この動画は令和8年1月1日時点のデータを元に作成しています。

避難状況については、平成23年3月11日現在の人口から、死亡者を除き、震災以降の転出者および転入者(令和4年8月30日の特定復興再生拠点区域避難指示解除後の新規転入者を除く)、出生者を含むものであり、現在、町として支援対象となる人口を表しています。

福島県内、県外への避難状況の割合は、母数を避難者数として算出しています。

▶ <https://youtu.be/7Sx44i6tV8s>





令和7年度第6回 入居者募集のお知らせ (令和8年4月から入居予定)

■ 申込期間

2月2日(月)～10日(火)※必着

■ 対象者

Aグループ

平成23年3月11において、田村市、南相馬市、川俣町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村に住んでいた方で、次に該当する方

- ① 避難指示が継続している区域に住んでいた方(居住制限者)
- ② 避難指示が解除された区域に住んでいた方で、現在、民間賃貸住宅等に住んでいる方
(旧居住制限者)

Bグループ

- ③ 地震・津波被災者で、比較的収入が低く、民間賃貸住宅等に住んでいる方
- ④ 子ども・被災者支援法に定める「支援対象避難者」(平成23年3月11時点で中通り、浜通りに住んでいた方(上記Aグループに該当する方を除く))で、比較的収入が低く、民間賃貸住宅等に住んでいる方

Cグループ

- ⑤ 比較的収入が低く、民間賃貸住宅等に住んでいる方(県営住宅入居資格者)

■ 対象住宅

Aグループの方は募集団地一覧表の対象者欄にAと記載された団地(一覧表のすべての団地)、**Bグループ、Cグループ**の方は、それぞれB、Cと記載された団地に申し込むことができます。

■ 注意事項

- ・ 申し込みは第2希望まで可能です。
- ・ 優先住宅(車いす対応住宅も含む)は、集合住宅1階部分の住戸であり、優先世帯(60歳以上の高齢者、障がい者、要介護者を含む世帯)に限り申し込みができます。
- ・ 応募者多数の場合、抽選(当選)の優先順位は次のとおりとします。
 - 第1順位…**Aグループ**の①(居住制限者)
 - 第2順位…**Aグループ**の②(旧居住制限者)
 - 第3順位…**Bグループ**の③(地震・津波被災者)および④(子ども・被災者支援法に定める「支援対象避難者」)
 - 第4順位…**Cグループ**の⑤(県営住宅入居資格者)

次ページへ続きます 

- 入居後の**復興公営住宅間の住み替え**は、世帯人数が増減した場合、身体の機能上の制限を受ける者となった場合、介護が必要となった場合など、一定の理由がある場合に可能ですので、ご相談ください。
- 補欠として登録されている方も応募できますが、当選した場合は、補欠の権利は無効となりますので、ご了承ください。
- ペット可の住戸において室内飼育をした場合、ペットによる室内の汚損や破損の程度により、退去時の修繕費用が高額となる場合がありますのでご注意ください。

■ 募集団地

所在地	団地名	対象者		建設年度	災害リスク	住戸形態	住宅の種類	間取り	募集戸数		
福島市	北信	A		H26	-	集合住宅	一般住宅	3LDK	1		
	飯坂	A		H27	-	集合住宅	一般住宅	3LDK	3		
	北中央	A	B	H28	内水	集合住宅	優先住宅	2LDK	1		
							3LDK	1			
		A		H28			一般住宅	2LDK	2		
							3LDK	2			
	北沢又(ペット可)	A		H28	-	2戸1棟(2階建て)	一般住宅	2LDK	5		
							戸建て(2階建て)	一般住宅	3LDK	1	
	北沢又	A		H28~H30	-	集合住宅	優先住宅	2LDK	3		
							3LDK	4			
							一般住宅	3LDK	6		
二本松市	根柄山(ペット可)	A		H28	-	2戸1棟(平屋)	一般住宅	2LDK	1		
							2戸1棟(2階建て)	一般住宅	3LDK	3	
	石倉	A	B	C	H28~H29	-	集合住宅	優先住宅	2LDK	1	
							優先住宅(車いす)	3LDK	8		
							一般住宅	2LDK	1		
							3LDK	2			
	若宮	A	B		H29	-	集合住宅	優先住宅	2LDK	1	
							3LDK	1			
							一般住宅	3LDK	2		
川俣町	表(ペット可)	A	B	C	H29	土砂災害	集合住宅	優先住宅	2LDK	3	
								3LDK	1		
								一般住宅	2LDK	3	
	壁沢(ペット可)	A	B	C	H28	-	2戸1棟(平屋)	優先住宅	2LDK	2	
								2戸1棟(2階建て)	一般住宅	2LDK	13
郡山市	柴宮	A	B		H26	内水	集合住宅 57号棟	優先住宅	2LDK	1	
								一般住宅	3LDK	2	
	日和田	A			H26	-	集合住宅 58・59号棟	優先住宅	3LDK	1	
								優先住宅	2LDK	1	

次ページへ続きます 

所在地	団地名	対象者		建設年度	災害リスク	住戸形態	住宅の種類	間取り	募集戸数	
郡山市	富田	A		H26～H27	-	集合住宅 1～3号棟	優先住宅	2LDK	4	
							一般住宅	3LDK	9	
						集合住宅 4号棟	一般住宅	2LDK	1	
	八山田	A		H26～H27	-	集合住宅	優先住宅	2LDK	3	
							一般住宅	3LDK	1	
	東原	A		H26～H27	-	集合住宅 1・2号棟	優先住宅	2LDK	1	
							一般住宅	3LDK	2	
	安積	A		H27	内水	集合住宅	優先住宅	2LDK	1	
							一般住宅	2LDK	1	
							一般住宅	3LDK	2	
三春町	鶴見坦	A		H27	-	集合住宅	一般住宅	3LDK	1	
	守山駅西 (ペット可)	A		H28	-	2戸1棟(2階建て)	一般住宅	3LDK	6	
	平沢 (ペット可)	A		H28	-	戸建て(平屋)	一般住宅	2LDK	2	
						戸建て(2階建て)	一般住宅	3LDK	5	
田村市	石崎北 (ペット可)	A		H28	-	2戸1棟(平屋)	一般住宅	2LDK	1	
白河市	南湖南 (ペット可)	A		H28	-	2戸1棟(平屋)	一般住宅	2LDK	1	
会津若松市	古川町	A	B	C	H26	洪水	集合住宅	優先住宅	2LDK	1
								一般住宅	3LDK	2
	年貢町	A	B	C	H27	洪水	集合住宅	優先住宅	2LDK	1
								一般住宅	3LDK	20
							集合住宅 (メゾネット)	一般住宅	2LDK	2
	白虎 (ペット可)	A			H27～H28	-	戸建て(平屋)	一般住宅	2LDK	1
							戸建て(2階建て)	一般住宅	3LDK	2
南相馬市	北原	A	B	H28	-	集合住宅	優先住宅	2LDK	1	
								3LDK	11	
							優先住宅(車いす)	3LDK	5	
							一般住宅	2LDK	12	
								3LDK	21	
	上町	A	B	H28	-	集合住宅	優先住宅	2LDK	2	
								3LDK	5	
							優先住宅(車いす)	3LDK	1	
							一般住宅	2LDK	9	
								3LDK	17	
南町	A	B	H28	-	集合住宅	優先住宅	3LDK	2		
							2LDK	4		
							一般住宅	3LDK	34	

次ページへ続きます 

所在地	団地名	対象者			建設年度	災害リスク	住戸形態	住宅の種類	間取り	募集戸数
南相馬市	牛越	A	B	C	H28～H29	-	集合住宅	優先住宅	3LDK	11
								優先住宅(車いす)	3LDK	1
								一般住宅	2LDK	3
								一般住宅	3LDK	47
	西町 (ペット可)	A			H28	洪水	2戸1棟(2階建て)	一般住宅	2LDK	1
								一般住宅	3LDK	1
広野町	下北迫 (ペット可)	A	B		H29	-	2戸1棟(平屋)	一般住宅	2LDK	1
							2戸1棟(2階建て)	一般住宅	3LDK	9
いわき市	湯長谷	A			H27	-	集合住宅	優先住宅	2LDK	1
								一般住宅	3LDK	1
	下神白	A			H26	津波	集合住宅	一般住宅	2LDK	4
								一般住宅	3LDK	5
	八幡小路	A			H27	-	集合住宅	一般住宅	2LDK	1
	家ノ前 (ペット可)	A			H27～H28	洪水	戸建て(2階建て)	一般住宅	3LDK	3
	宮沢	A			H28	-	集合住宅	一般住宅	2LDK	3
								一般住宅	3LDK	2
	高萩 (ペット可)	A	B		H28	洪水	2戸1棟(2階建て)	一般住宅	3LDK	9
	四ツ倉	A			H29	洪水	集合住宅	一般住宅	3LDK	9
	下矢田	A			H29	-	集合住宅	一般住宅	2LDK	1
	中原 (ペット可)	A			H28	洪水 津波	集合住宅 1～3号棟	優先住宅	3LDK	1
	中原	A			H28～H29	洪水 津波	集合住宅 4～7号棟	優先住宅	3LDK	3
	勿来酒井 (ペット可)	A						一般住宅	2LDK	2
	勿来酒井	A	B		H29	-	集合住宅 2～4号棟	優先住宅	2LDK	1
								一般住宅	2LDK	1
								一般住宅	3LDK	2
							集合住宅 (木造長屋) 5・6号棟	優先住宅	2LDK	1
	北好間	A			H29	洪水	集合住宅 4・7～16号棟	優先住宅	2LDK	1
								一般住宅	3LDK	3
	泉本谷	A			H29	土砂 災害	集合住宅	優先住宅	2LDK	5
								一般住宅	3LDK	3
								一般住宅	3LDK	2
	磐崎	A			H29	洪水	集合住宅	優先住宅	2LDK	2
								一般住宅	2LDK	1
	平赤井	A			H29	洪水	集合住宅	優先住宅	3LDK	4
										計 470

次ページへ続きます 

■「災害リスク」欄について

「災害リスク」欄は、市町村が定めるハザードマップなどに基づき、県が現時点で把握している情報を記載しています。リスクの程度などは下の表で確認ください。

詳細については、各市町村の防災担当課へお問い合わせください。

管内	団地名	洪水	内水	津波	土砂災害
県北	笹谷		0.2m未満		
	北中央		0.2m未満		
	表				警戒区域
県中	柴宮		0.5m未満		
	安積		0.5m未満		
会津若松	吉川町	1m~2m			
	年貢町	0m~0.5m			
相双	西町	0.5m~1.0m未満			
いわき	下神白			1.0m~3.0m未満	
	家ノ前	3.0m未満			
	大原			0.3m未満	
	高萩	3.0m未満			
	四ツ倉	3.0m未満			
	中原	0.5m未満		0.5m~1.0m未満	
	北好間	5.0m~10m未満 ※家屋倒壊等 はん濫想定区域			
	泉本谷				警戒区域
	磐崎	0.5m未満			
	平赤井	5.0m~10m未満			

※「土砂災害」とは、土砂災害警戒区域内にある住戸であること、「津波」とは、津波災害警戒区域内にある住戸であること、「洪水」「内水」とは、ハザードマップにおける浸水想定区域内にある住戸であることをそれぞれ指しています。

■今後の募集予定

回	募集期間	入居予定期
第1回	令和8年 4月 1日(水)～ 4月 7日(火)	令和8年 6月以降
第2回	令和8年 6月 1日(月)～ 6月 5日(金)	令和8年 8月以降
第3回	令和8年 8月 3日(月)～ 8月 7日(金)	令和8年10月以降
第4回	令和8年10月 1日(木)～10月 7日(水)	令和8年12月以降
第5回	令和8年12月 1日(火)～12月 7日(月)	令和9年 2月以降
第6回	令和9年 2月 1日(月)～ 2月 5日(金)	令和9年 4月以降

次ページへ続きます 

■申し込み方法

入居申込書に必要事項を記入のうえ、必要書類を添付して当センターへお送りください。
必要書類は、募集対象者別にそれぞれの入居申込書に記載しています。

■入居申込書

入居申込書は、福島県復興公営住宅入居支援センターへ請求するか、ダウンロードしてください。

- ▶居住制限者用(現在も避難指示が継続している区域に居住していた方) [PDF]

<https://www.npo-junkan.jp/upload/files/%28118%29.pdf>



- ▶旧居住制限者用(避難指示が解除された区域に居住していた方で、

現在、民間賃貸住宅等に住んでいる方) [PDF]

<https://www.npo-junkan.jp/upload/files/%28101%29.pdf>



- ▶地震・津波被災者用(地震・津波により住宅を失った方で、比較的収入が低く、

民間賃貸住宅等に住んでいる方) [PDF]

<https://www.npo-junkan.jp/upload/files/%28102%29.pdf>



- ▶支援対象避難者用(平成23年3月11日時点で中通り、浜通り(避難指示が継続

している区域を除く)に居住していた方で、比較的収入が低く、民間賃貸住宅等に

住んでいる方) [PDF]

<https://www.npo-junkan.jp/upload/files/%28103%29.pdf>



- ▶県営住宅入居資格者用(比較的収入が低く、民間賃貸住宅等に住んでいる方) [PDF]

<https://www.npo-junkan.jp/upload/files/%28107%29.pdf>



お問い合わせ

福島県復興公営住宅入居支援センター

専用ダイヤル

024-522-3320

受付時間 8:30~17:15 (土日、祝日を除く)

〒960-8043 福島県福島市中町8-2 福島県自治会館7階



福島県からのお知らせ

福島県公式Facebookから

【ふくしま絶景】請戸漁港出初式（浪江町）

浪江町の請戸漁港では、ヒラメやカレイ、シラスなど中央卸売市場でも高い評価を受けている「請戸もの」が水揚げされます。

毎年1月2日には出初式が行われ、大正時代から続く冬の風物詩として知られています。今年は10隻の漁船が朝日を浴び、大漁旗をはためかせながら次々と大海原に出て行き、御神酒を捧げて一年の海上安全と豊漁を祈願しました。



▶ <https://www.facebook.com/RealizeFukushima/videos/1335300988613182/>

避難先住所等の届出について

東日本大震災に伴い避難されている方で、次のような場合は、全国避難者情報システム（避難者名簿）に登録されている内容を変更する必要がありますので、ご連絡ください。あわせて、避難元自治体への連絡もお願いします。

- ・転居したので住所が変わった（変わる予定である）
- ・家族構成が変わった
(子が進学などで転出、帰還した家族がいる など)
- ・避難生活が終了した（避難の意思を有しなくなった）

連絡先

三条市 福祉課 福祉・公営住宅係

TEL 0256-34-5405

三条市に避難している
世帯数と人数(2026.1.28現在)

市町村名	世帯数	人数
小高区	12	30
原町区	3	3
南相馬市 計	15	33
浪江町	3	10
双葉町	1	1
郡山市	2	4
合 計	21	48

発行/三条市総務部政策推進課 三条市旭町二丁目3番1号
Tel 0256-34-5511